

長野県地域職業能力開発促進協議会構成員の募集について
(リカレント教育を実施する大学等)

今般、長野県地域職業能力開発促進協議会の構成員として、リカレント教育を実施している大学等を募集します。

1 長野県地域職業能力開発促進協議会について

長野県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、令和4年10月1日付け施行が予定されている改正職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第15条に基づき、長野県の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組みが適切かつ効果的に実施されるようにするため、人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定、効果検証を通じた訓練内容の改善等を協議します。

協議会は、年間2回程度の開催を予定しています。

また、応募者が多数の場合は、各回ごとに順番に出席いただきます。

2 募集要件（参加資格）

以下の要件を満たす大学等とします。

- ① 学校教育法における大学、短期大学及び高等専門学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練（履修証明制度を活用した教育訓練プログラム、企業向けオーダーメイド教育、指定国立大学法人の出資による会社によるもの等）を実施していること。
- ② 大学等の取組内容について、協議会での周知、構成員間の意見交換を希望していること。

3 任期

長野労働局長が委嘱した日から、委嘱した日の属する年度の翌々年度末日までとします。

4 謝金等

一定の要件を満たした場合、協議会出席に係る謝金及び協議会出席のための旅費を支給します。

5 応募方法

- (1) 電話による連絡後、応募様式に必要事項を記入のうえ、リカレント教育の内容がわかる書類を同封し、長野労働局職業安定部訓練課まで郵送又は持参により提出してください。

なお、提出された書類につきましては、返却いたしません。

(2) 連絡先及び送付先

〒380-8572

長野県長野市中御所1-22-1

長野労働局職業安定部訓練課 訓練課長 宛

電話：026-226-0862

(3) 応募期限

令和7年9月3日（水）（公示日から2週間後）

6 その他

- (1) ご不明な点がございましたら、5(2)の連絡先あてお問い合わせください。